



平成 30 年 6 月 15 日
総務企画局企画調整部
保健福祉局健康医療部地域医療課

福岡市政担当記者各位

国家戦略特区を活用した遠隔服薬指導を行う薬局を募集します。

現在、薬剤師が患者に対し行う服薬指導（処方薬に関する情報提供など）は、「対面で」行うことが義務付けられていますが、国家戦略特区においては、地理的要件を満たした交通不便地等に限り、オンラインで服薬指導を行う「遠隔服薬指導」が認められています。

福岡市では、これまで「オンライン診療」の実証事業を実施してきましたが、診療はオンラインで行っても、「服薬指導の対面の原則」があるため、薬は薬局に取りに行く必要がありました。

このため、国家戦略特区を活用し、在宅療養患者やその家族の利便性向上を図り、住み慣れた自宅などで安心して暮らすことのできる環境づくりを目指して、下記の地域にお住まいの患者を対象に「遠隔服薬指導」を実施する薬局の募集を本日より開始しましたので、お知らせします。

<募集する薬局>

- 下記の実施区域内に居住しオンライン診療を受けている患者の「かかりつけ薬局」として、遠隔服薬指導を行う福岡市内の薬局。
- 遠隔服薬指導の実施には、保健福祉局地域医療課へ申請書等を提出し、審査を経て登録を受ける必要があります。

※遠隔服薬指導を行うための詳しい内容・必要な書類等は、市のホームページでご覧になれます。

(http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/chiikiiryo/health/yakuji/enkaku_pci.html)

<実施区域>

区	校区
東区	勝馬校区、志賀島校区
早良区	曲漕校区、 脇山校区の一部 (大字板屋、大字椎原)
西区	小呂校区、玄界校区、 能古校区



(参考) 当事業の承認等の状況

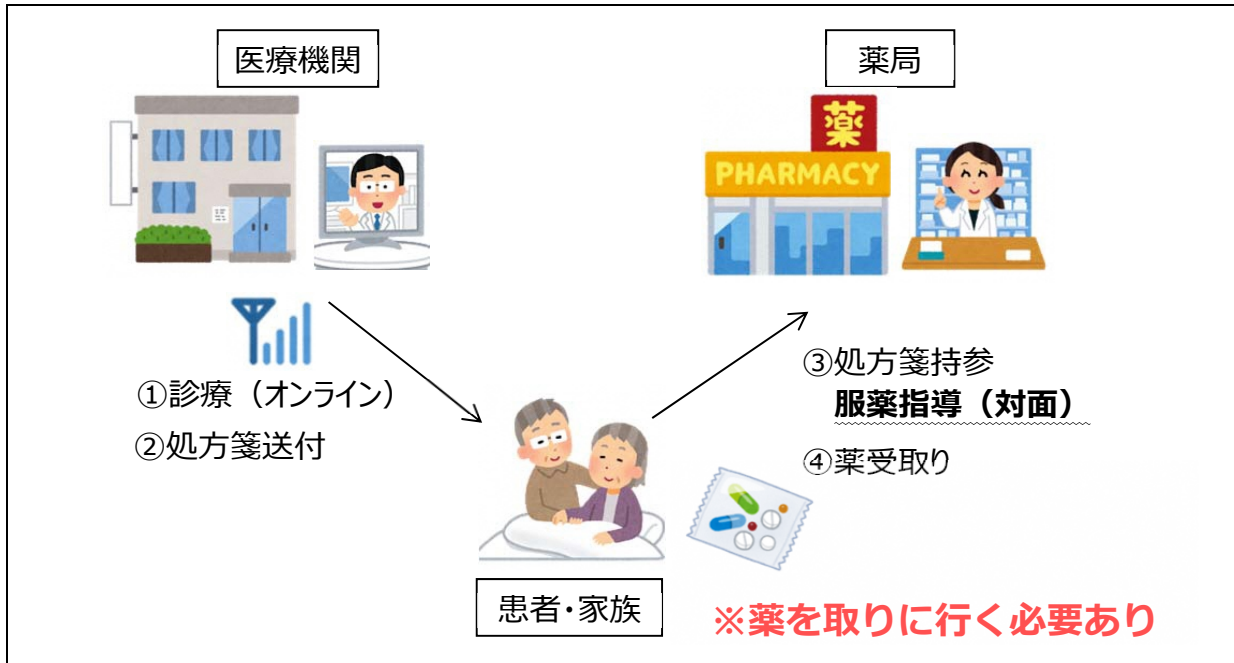
平成 30 年 5 月 30 日 国家戦略特別区域会議

平成 30 年 6 月 14 日 国家戦略特別区域諮問会議

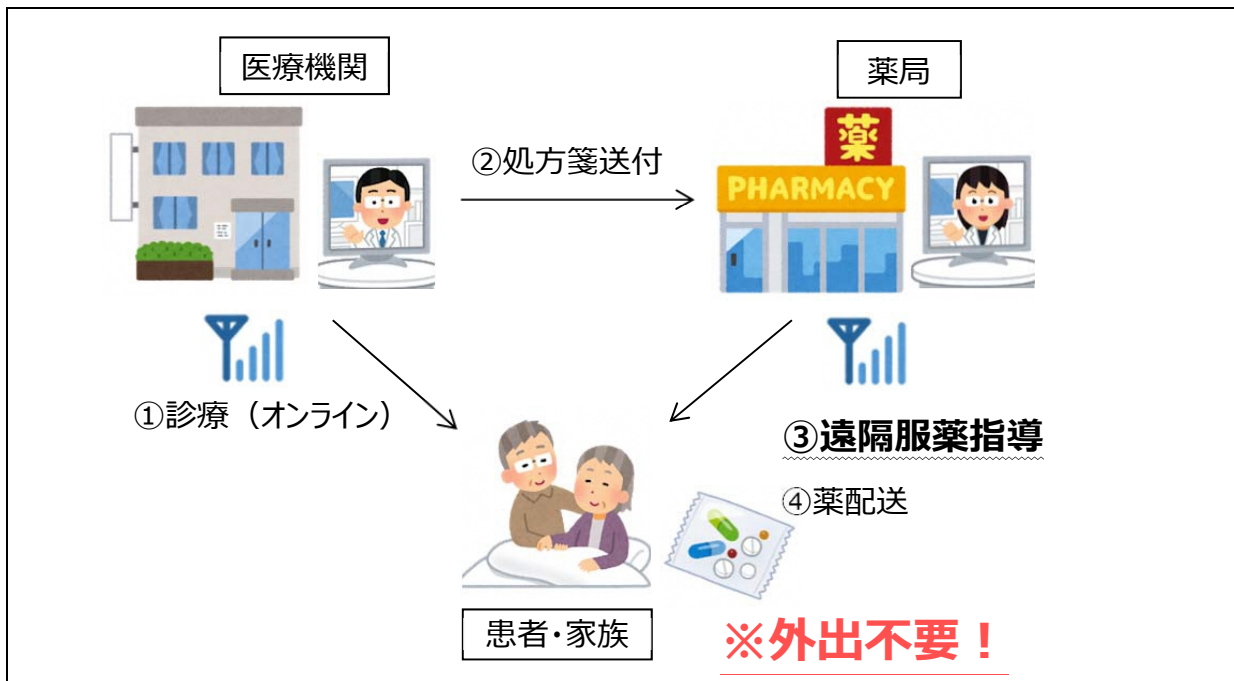
同日 内閣総理大臣認定



現 状



特区活用



<問い合わせ先>

【国家戦略特区に関すること】

総務企画局企画調整部

担当：中島，因幡 電話：092-711-4958 (内 1215)

【遠隔服薬指導に関すること】

保健福祉局健康医療部地域医療課

担当：佐伯，永嶋，新宮領 電話：092-711-4267 (内 2070)